

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計 画 主 体	日 南 市

日南市鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名 産業経済部農政課
所 在 地 日南市中央通一丁目 1 - 1
電 話 番 号 0 9 8 7 - 3 1 - 1 1 3 2
FAX 番 号 0 9 8 7 - 2 4 - 0 0 8 0
メールアドレス noseika@city.nichinan.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	サル、イノシシ、シカ、タヌキ、アナグマ、カワウ、カラス、ヒヨドリ
計 画 期 間	令和6年度～令和8年度
対 象 地 域	宮崎県日南市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥 獣 の 種 類	被 害 の 現 状		
	品 目	被 害 数 値	
サル	果 樹	2.840ha	2107万円
	飼料作物	0.050ha	0.2万円
イノシシ	水 稻	0.09ha	11万円
	果 樹	3.51ha	2162万円
	飼料作物	0.6ha	2.1万円
	タケノコ	—ha	—万円
	シイタケ	—ha	—万円
	ク リ	—ha	—万円
シカ	植栽木(食害)	—ha	—万円
	成林(樹皮)	—ha	—万円
	下層植生	—ha	—万円
タヌキ	果 樹	0.740ha	285万円
アナグマ	果 樹	1.23ha	772万円
	野 菜	0.02ha	5.6万円
カワウ	カツオ漁の生餌	匹	—万円
	稚 鮎	匹	—万円
カラス	果 樹	3.42ha	2240万円
ヒヨドリ	果 樹	1.71ha	1297万円
	野 菜	—ha	—万円

(2) 農林水産業等に係る被害の傾向

①サル

被害は年間を通して市内全域に及び、柑橘等農作物の食害が深刻で、農家等の生産意欲低下が懸念される。野生猿特別捕獲班による銃や罠いわなによる捕獲等の実施により、一定の効果は挙げているが現在も被害が続いており、さらなる対応が必要である。また、住宅地への出没も増えてきており家庭菜園等への被害も発生している。

②イノシシ

被害は年間を通して市内全域に及び、水稻、柑橘類への食害、農地を荒らすなどの被害が発生しており、農家等の生産意欲の低下や耕作の放棄が懸念される。有害鳥獣捕獲班による銃や箱わなによる捕獲等の実施により、一定の効果は挙げているが大幅な被害の減少には至っておらず、さらなる対応が必要である。

③シカ

市内での農作物などへの被害報告はないが、近隣市町村で被害報告が確認されているまた近年郊外での目撃情報があり、対応が必要となることが予想される。

④タヌキ・⑤アナグマ

収穫前の柑橘類で被害が発生している。また、住宅地に近い農地では過去にスイートコーンへの被害も発生している。

⑥カワウ

カツオのエサの生け簀で目撃があり、被害発生が懸念され、対応が必要となることが予想される。

⑦鳥類（カラス、ヒヨドリ）

カラスによる被害は、年間を通して収穫前の柑橘類の食害が発生している。ヒヨドリによる被害は、収穫前の柑橘類の食害が主だが、漂鳥のため年によって被害に変動がある。

(3) 農林水産業等に係る被害の軽減目標

指 標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）[30%削減]
サル	2,107 万円	1,470 万円
	2.89 h a	2.00 h a
イノシシ	2,175 万円	1,520 万円
	4.2 h a	2.90 h a
シカ	—万円	万円
	—h a	h a
タヌキ	285 万円	190 万円
	0.74 h a	0.50 h a

アナグマ	777 万円	540 万円
	1.26 h a	0.8 h a
カワウ	—万円	—万円
	— h a	— h a
カラス	2,240 万円	1,560 万円
	3.42 h a	2.30 h a
ヒヨドリ	1297 万円	900 万円
	1.71 h a	1.10 h a

(4) 従来講じてきた農林水産業に係る被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	① 有害鳥獣捕獲（15 班）の実施 ② 囲いわなの導入。 ③ 野生猿特別捕獲班の編制。 ④ 有害鳥獣捕獲に従事した捕獲班に助成金を支給。	① 有害鳥獣捕獲班員の高齢化及び減少。 ② サルが人家周辺の園地に出没した場合の捕獲が困難である。
防護柵の設置等に関する取組	① 電気防護柵及び音響式防除機設置経費の一部助成。 ② 花火等による追上げ、追払い活動。	① 電気防護柵設置・管理についての正しい知識の普及啓発

(5) 今後の取組方針

- 被害軽減のため、囲いわなを継続して設置していくとともに、捕獲班への助成により捕獲を強化する。
- 鳥獣被害対策マイスター研修の受講など知識・技能の習得に努める。
- 鳥獣のエサ場や隠れ場所となる耕作地等への侵入を防止する対策も重要であるので、被害防止地区への研修会を実施しエサ場の除去や追払いを農家等に啓発し、地域一体となった対策を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

日南市有害鳥獣対策協議会において有害鳥獣捕獲班及び野生猿特別捕獲班による捕獲を継続して行うとともに、受益対象となる農家等に対し捕獲班への加入を促進し、体制の強化を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6年度 ～ 8年度	サル イノシシ シカ タヌキ、アナグマ カワウ カラス ヒヨドリ	日南市有害鳥獣対策協議会が主体となって鳥獣被害防止対策を図るほか、狩猟免許試験等の情報提供を広く行うなど、捕獲従事者の育成・確保に努める。 捕獲活動の推進、継続を図るため、捕獲活動経費の助成や、囲いわなの設置の取り組みを行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
サル・イノシシについては、市内全域の里において未だに出没頭数も多く被害も続いているため、過去3カ年の捕獲実績を基に、捕獲計画頭数を設定。 シカについては、被害報告がなく目撃情報のみであるため、目撃頭数を捕獲計画数として設定。 タヌキ・アナグマについては、過去の捕獲実績を参考に捕獲計画頭数を設定。 カワウについては、酒谷川日南ダムでダム湖内のゴミ除けフロートの足場柵上で巣が確認されており繁殖及び定着が懸念されている。被害報告はないが、今後の被害発生が懸念されるため、卵孵化抑制も含め、被害発生時に対応できるように捕獲設定。(R5.7月10羽、1巣3卵) カラスについては、過去3年間の捕獲実績を基に捕獲計画数を設定。 ヒヨドリについては、年により被害状況が大きくかわるために過去の捕獲実績をもとに捕獲計画数を設定。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	6年度	7年度	8年度
サル	260頭	260頭	260頭
イノシシ	750頭	750頭	750頭
シカ	5頭	5頭	5頭
タヌキ	130頭	130頭	130頭
アナグマ	90頭	90頭	90頭
カワウ	10頭	10頭	10頭
カラス	70羽	70羽	70羽
ヒヨドリ	25羽	25羽	25羽

※例年の被害差のないもの3カ年平均、被害の差があるもの3カ年の最大数、予防捕獲含むものは目撃数

捕獲等の取組内容
被害状況等を考慮しながら、囲いわなや銃器など適切な方法により捕獲する。また、研修会等を行い捕獲技術の向上及び担い手育成を図る。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備予定		
	6年度	7年度	8年度
サル、イノシシ、アナグマ、シカ、タヌキ	複合柵（ワイヤーメッシュ柵＋電気柵） 5,000m	複合柵（ワイヤーメッシュ柵＋電気柵） 5,000m	複合柵（ワイヤーメッシュ柵＋電気柵） 5,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	6年度	7年度	8年度
サル、イノシシ、アナグマ、シカ、タヌキ	侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵と電気柵の複合柵）の設置推進及び維持管理の指導など。 柵周辺の草払い、雑木処理などの環境整備の指導。		

5. 生息環境関知その他被害防止施策に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6～8年度	サル、イノシシ	被害が多発している集落の自治会や地域住民に対して、対象鳥獣が寄り付きにくい地域にするために追上げ・追払い活動が重要であることや、家庭菜園の収穫残渣や庭先での放任果樹を除去するなどの無意識の餌付けを行わないように指導普及啓発活動を行う。 また農林業被害のある地域については、計画的に大型囲い罠や移動式組立式捕獲罠等を設置し捕獲による被害軽減に努める。

6. 対象鳥獣により住民の生命、身体又は財産に係る被害が発生し市民の日常生活に支障が生じる場合、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
宮崎県南那珂農林振興局	被害防止対策に係る情報提供や指導を行い 緊急時には、国等への連絡調整や必要な補助 を行う。
日南警察署(生活安全課)	警戒体制に係る指揮。住民の安全確保
日南市(地域自治課)	被害防止策の周知、現場踏査
日南市有害鳥獣対策協議会 (事務局：農政課)	現場踏査、鳥獣の捕獲等

(2) 緊急時の連絡体制

<総括日南市危機管理室> 日南市 → 宮崎県・日南警察署・日南市有害鳥獣対策協議会 宮崎県 → 日南警察署・日南市 日南警察署 → 宮崎県・日南市 日南市有害鳥獣対策協議会 → 日南市	
--	--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

適正な埋却処理または市の焼却施設の処理を基本とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	日南市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
日南市	会の総括、被害防止対策に関する指導
南那珂農林振興局	被害防止対策に関する技術等の情報提供
はまゆう農業協同組合	農産物被害情報の収集
南那珂森林組合日南事業所	出沒の情報提供
日南地区猟友会	鳥獣の捕獲等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥獣保護管理員	鳥獣被害の情報収集
野生猿地域相談員	野生猿被害防止の普及指導
県特命チーム	地域特命チームに対する助言・指導
地域特命チーム	鳥獣被害地域に対する助言・指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

日南市鳥獣被害対策実施隊

平成24年6月1日設立

日南市職員

主な活動は、①侵入防護柵の設置指導 ②受益者に対する防除対策等の指導③鳥獣被害防止計画の遂行

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣被害対策実施隊において被害地域ごとに被害防止の啓発活動や放任果樹の除去活動の推進等を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関や近隣市町村との情報共有を密に図る。